

決議

安倍内閣の憲法破壊・戦争法制を許さず、日本国憲法を遵守させる「立憲主義」の政治を実現しよう！

2012年12月の再登場以後、安倍晋三内閣は一貫して安保法制すなわち軍事法制の整備とその総仕上げとしての日本国憲法の改正を目指して突き進んできている。安倍内閣は、まずは憲法改正手続きのハードルを下げることをねらい、憲法改正発議要件を定めた憲法96条の改定を掲げて2013年の夏の参議院選挙に臨んだものの、憲法は公権力を拘束するものであるという「立憲主義」に対する基本的な理解（いわば憲法改正を論じる前提）を対置されてその目論見はひとまずは頓挫した。「立憲主義」の主張がひとまずは勝利したと言える。

現在、憲法を破壊する「安全保障」か、それとも「立憲主義」による「安全保障」かが、真っ向から問われている。安倍内閣は、集団的自衛権行使容認の安保法制整備を進めてきており、今国会での関連諸法律の改正を強行しようとしている。日米安全保障協議委員会で4月27日に新たな日米防衛協力のための指針を決定し、翌28日の日米首脳会談において安倍首相が戦争法制の立法を国会にかけずに期限を切って米国に約束したことは許されない。

安倍内閣の「安全保障」は、その軍事的性格にもとづく暴力と戦争の平和破壊でしかないことは明らかであり、軍事的安全保障は国民のための安全保障にはならない。沖縄県知事選挙等を通じて示されている沖縄県民の圧倒的な世論を尊重して、名護市辺野古への新基地建設をただちにやめ、軍事基地撤去、米軍部隊の本国撤退を求める。

日本国憲法の「立憲主義」にもとづく「安全保障」こそ、真の「基本的人権の安全保障」であり「国民のための安全保障」である。なぜ、日本国憲法は、政府に対して憲法遵守義務を課しているのか。日本国憲法には、第一に、「戦争の惨禍」とは「政府の行為」によってもたらされてきたという、歴史的経験に裏打ちされた明確な認識が一貫している。第二に、民主主義国家において「政府」は「国民の代表」ではあるが、同時に「政府」は一般国民が持たない強制権力を持った特権的集団＝国家であるという政府＝国家観がそこには貫かれている。「個人の尊重、生命、自由及び幸福追求の権利」(13条)をはじめとした人々の権利・自由を擁護するために「代表者」＝「政府」に委ねた国家権力が、国民のみならず他国民の基本的人権を抑圧することのないように、権力者に厳しく憲法尊重擁護義務を課したのが日本国憲法の「立憲主義」なのである。

日本国憲法には、その英訳文を見ると security (安全保障) という言葉が二度使われている。一つは、前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全 (security) と生存を保持しようと決意した」という箇所であり、これは、戦争の放棄と軍備及び交戦権の否認を規定した9条に具体化されている。いま一つは、25条2項の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障 (social security) 及び公衆衛生の向上に努めなければならない」という規定である。日本国憲法は、まさに、9条と25条を基本的人権の安全保障のための不可欠の条項として定めているのである。

安倍内閣の推進する「安全保障」政策は暴力と戦争への道である。日本科学者会議は戦後70年のいま、日本国憲法の「立憲主義」に基づき、あくまでも平和的手段による紛争解決と方法を探究し、その実現を図るために国民的共同行動を訴える。

2015年5月31日

日本科学者会議第46回定期大会